

人の輪

HUMAN CIRCLE

ヒューマン サークル
No.71 発行 岸和田市人権協会 岸和田市
事務局 人権推進課・人権教育課 TEL423-9562
2015年3月22日(日)発行

子どもたちが明るい希望を抱ける 人権尊重のまち・岸和田市。

人と人がつながり、お互いに認め合い、
誰もがこころ豊かに暮らせる、平和なまちに！



光明小学校6年 児童作品



八木南小学校3年 児童作品



山直中学校1年 生徒作品



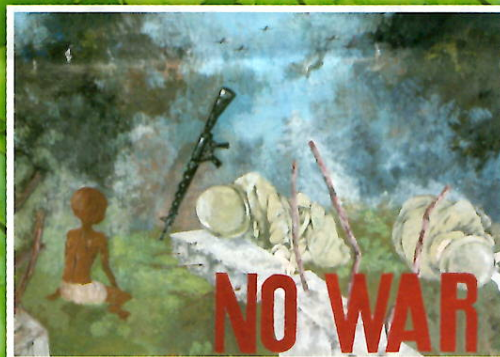
久米田中学校2年 生徒作品



山直南小学校5年 児童作品



旭小学校1年 児童作品



光陽中学校3年 生徒作品



城東小学校2年 児童作品



東光小学校4年 児童作品



産業高等学校2年 生徒作品

2015

4	S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30			

5	S	M	T	W	T	F	S
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

6	S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

7	S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

8	S	M	T	W	T	F	S
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	

9	S	M	T	W	T	F	S
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	

10	S	M	T	W	T	F	S
					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

11	S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

12	S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

2016

1	S	M	T	W	T	F	S
						1	2
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

2	S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29						

3	S	M	T	W	T	F	S
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	

インターネットと人権

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できることや、瞬時に情報を世界中に伝えることができるなどの特徴があり、便利な一方、使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」にもなります。一度ネット上に流出した写真などの個人情報報は、その時だけにとどまらず、将来にわたって被害を受け続けることになりかねません。

使い方を間違えると大変なことに

- ① 掲示板やチャットなどで、他人を誹謗中傷する書き込みによってネットいじめを引き起こす恐れがあります。
- ② 無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。
- ③ 国籍、民族、性別、障害などに関する偏見や差別を助長する表現を書き込むことが人権侵害にあたるという問題になっています。

子どもの個性を育てるために

昨年、「ありのまま」という言葉が流行しました。

それぞれの個性を認めあい、誰もが自分らしく生きられる社会になれば、生きづらさを感じている人も暮らしやすくなりますね。

例えば、小さい頃から、まわりの人に「男の子だから」「女の子だから」というらしさを求められ続けると、子どもはまわりの期待どおりに「男らしく」「女らしく」振る舞うことを強要され、ありのままの自分らしさを発揮できなくなったりすることがあります。

子どもが持つ力を活かし、夢の実現を見守るために、個性を伸ばすことをいかに考えてみませんか。慣習や性別にとらわらず、その子らしさが育まれる環境に子どもを導くことがそばにいる大人の役割のひとつです。子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を好きになり、相手の個性も尊重し、互いに成長できるように温かく見守っていききたいですね。

そのためには、まず私たちの考え方から「らしさ」の枠を外してみることが大切ではないでしょうか。

④ 未成年者が、「お金をもらえぬ」などの理由で、自分の下着姿や裸の写真などをネットに掲載することは、淫行の被害などの危険性があります。

⑤ 最近は、出会い系サイトだけでなく一般のコミュニティサイトなどで知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまつた例もあります。

このように、インターネットは、使い方次第で思わぬ事件に発展する場合があります。気づかないうちに、自分の人権が侵害されたり、他人の人権を侵害するかもしれないということを忘れてはなりません。

自分自身を守るために

- ① 見覚えのないメールの添付ファイルは開かない。
- ② 心当たりのないメールへの返信はしない。
- ③ 怪しいサイトでの買い物はしない。
- ④ ネットで知り合った人には、安易に会わない。
- ⑤ 安易に自分の写真や個人情報掲載を載せない。

ヘイトスピーチ、許さない。

近年、「ヘイトスピーチ」という言葉が新聞・テレビなどで取り上げられています。「ヘイトスピーチ」とは、人種、民族、国籍などを理由に特定の集団や個人を排斥する差別的表現をいいます。最近、在日外国人を排斥する過激なデモやインターネットへの差別的表現の書き込みが多発しており、ヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。これらの行為は人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながるものです。

平成二十六年七月、国連の自由権規約委員会は、日本政府に対し、韓国人や中国人への人種差別的な言動が広がっていることについて法的措置を求め、差別をおおるすべての宣伝活動を禁止するよう勧告しました。また同年八月には、国連人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、異なる人種や少数民族に対する差別をおおるヘイトスピーチを行った個人や団体に対して捜査を行い、必要な場合には起訴すべきであると勧告しました。このような情勢の中、国会においてもヘイトスピーチに関する議論が活発に行われています。

日本でのヘイトスピーチが主にターゲットに

⑥ 気軽に実名で登録しない。
⑦ ID、パスワードをネット上に書かない。
⑧ 「プレゼント」などの誘い文句に、むやみにのらない。

使い方についての知識やモラルが不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれる危険性があります。日頃から、ネット上での情報収集や情報発信には責任を持ち、怪しいサイトにはアクセスしないなど、危険に近づかないようにしましょう。

相手を傷つけないために

- ① 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない。
 - ② 知り合いのアドレスや住所など個人情報情報を無断で載せない。
 - ③ うわさ話は載せない。
 - ④ 使用する言葉に注意。暴力的な言葉はダメ。
 - ⑤ 他人の書き込みをおおる書き込みをしない。
- 何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しのつかない事態を引き起こしかねません。相手のことを考えてインターネットを利用しましょう。

しているのは、在日コリアンと言われる人々です。大阪府内で暮らしている外国人の約六割は、韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは、歴史的な経緯によって第二次世界大戦以前から日本で暮らしている人とその子孫です。戦後、さまざまな事情により多くの人が帰国できず、日本にとどまることになりました。当時、これらの人は日本国籍を持っていたましたが、昭和二十七年のサンフランシスコ講和条約の後、日本国籍を有しないこととされたのです。このような歴史があることを正しく理解しなければなりません。

日本における在留外国人は、約二百六万六千人です。国際化が進んできたことにより、さまざまな国籍の人が日本で幅広い分野の職業に従事し、留学生も多数日本で学んでいます。一方、歴史的な経緯から日本に住まざるを得ず現在に至っている人々もいます。外国人であることを理由に差別するのは、外国の文化・習慣・歴史の経緯などに対する理解が不十分であることが原因です。これらのことを理解したうえで、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、共に暮らし、こころの豊かな社会となるようにしなければなりません。



法務省のポスター

人権相談 ひとりで悩まずご相談ください。

- ・人権相談〈電話・面談〉市役所人権推進課 ☎423-9562 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- ・人権擁護委員による人権相談〈面談〉市職員会館 毎週 金曜日 午後1時～午後4時
- ・常設人権相談〈電話・面談〉☎438-6501 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 大阪法務局岸和田支局(上野町東24-10)
- ・[DV(配偶者等からの暴力)のご相談] DV専用相談電話 ☎423-6060 / ☎443-0303 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

- ・[セクハラやDVなどのご相談] 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・[いじめや体罰などのご相談] 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・外国人のための人権相談 ☎06-6942-9496 〈中国語〉毎週 水曜日 午後1時～午後4時 〈英語〉毎月 第1・3 水曜日 午後1時～午後4時

インターネット人権相談受付窓口 [パソコン] <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html> [携帯電話] <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

ご感想をお聞かせください。

「人の輪」を読んで、どんな感想を抱かれましたか？皆さまの率直なお声を今後の紙面づくりに反映したいと考えています。はがきやFAXなどで、お名前、住所をお書きの上、「人の輪」に対する感想、ご意見、ご希望などをお寄せください。お寄せいただいた感想等にかかる個人情報報は厳密に管理し、他の目的には使用いたしません。

はがき 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所 人権推進課宛

FAX 423-4644

Eメール jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

思いやる あなたの心が 生む笑顔
その笑顔 人の心に花咲かす
挨拶が生み出す 笑顔と親近感
みな同じ 生きる権利と命の重さ
声掛け合い 手を差し伸べる 思いやり
思いやり 助け合い 人権守って 明るい社会
「当たり前」前って、だれ基準？ 人それぞれの感じ方 (森崎 一聖)
守ろう人権 やめよう偏見
認め合い、信じ合い、助けあう街 岸和田 (倉田 普則)
その一歩 踏み出す勇気に 明るい未来!! (中南 均)
不得意や 得意があつて当たり前 (福岡 宏典)
尊重しよう! みんなの意見、私の意見!! (稲田 賢二)
私は守ります 等しい命 尊い命 (藤原 悦子)
歩み寄る 心でつなぐ 愛ある社会 (田村 憲一)
ちよつとしたその一言で傷つける (松原 早記)
相手の立場に立つた対応を... (草竹 良和)
考えよう 言葉の重さ 育もう やさしい気持ち (三鬼 和希)
助け愛 分かち愛 譲り愛 (和田 育久)
自分がされて嫌な事 絶対他人にしたらアカン! (佐伯 義隆)
あいさつで みんなと絆を 広げよう (谷口 一隆)
「どうしたの？」 その一言で救われる (鈴木 博樹)
よい人 いじめるあなたも よい人 (木戸 正行)
一人じゃない みんなの力で より良い社会に (東野 幸治)
いたすが 気づかぬうちに イジメだよ (道祖田 和誠)
気づいてよ その一言が言葉の暴力、心の傷になる事を! (松中 秀文)

※敬称略・順不同

平成26年度 人権を守る作品「標語」入選者 市民の部

人権推進課では、人権研修用ビデオ・DVDの貸し出しをしています。地域や企業の研修会等でご活用ください。